

# 令和2年第12回農業委員会総会

1 日 時 令和2年12月22日(火)  
午前9時58分～午前10時21分

2 場 所 大竹市役所4階第2会議室

## 3 出席委員 (農業委員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	正木 静夫	6	古木 麻知子
2	石井 昌嗣	7	島原 順二
3	東田 保夫	8	田中 博幸
4	丸小 操	9	橋村 實男
5	小川 裕希恵		

## (最適化推進員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
	大江 達也		田中 弘明

## 4 (欠席委員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名

## 5 出席職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	前田 新吾	事務局主幹兼農地係長	川本 義典
事務局長補佐	野島 史雄	事務局書記	早川 正二

6 議題日程 (1)

上程順序	議題番号	内 容
日程第 1	議案第 2 0 号	大竹市農用地利用集積計画 (第 9 3 期) の決定について
日程第 2	議案第 2 1 号	非農地証明の申請について
日程第 3	報告第 1 1 号	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の専決処理について

## 事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和2年第12回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同、ご礼、ご着席下さい。

## 正木会長

皆様おはようございます。ご多用の中、農業委員会総会へ御出席いただきありがとうございます。本日の出席委員は11名中11名で定足数に達しておりますので、これより、令和2年第12回大竹市農業委員会総会を開会いたします。

この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において9番橋村實男委員、3番東田保夫委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

これより、日程第1議案第20号大竹市農用地利用集積計画第93期の決定についてを議題といたします。本件について事務局から説明を求めます。

## 事務局（川本）

それでは議案第20号大竹市農用地利用集積計画第93期の決定についてにつきまして、12月9日付けで大竹市長から審議の依頼がありましたので順位1番からご説明いたします。議案書は2ページから4ページ、地図は5ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける方は、新町二丁目にお住まいの〇〇 〇〇さん、利用権を設定する方は玖波二丁目にお住まいの〇〇 〇〇さんです。申請地は玖波町玖波字大人原〇〇外2筆で、面積は合計3,544㎡、利用権の種類は使用貸借です。今回の申請は継続で、令和8年12月31日まで、6年間の契約を結ぶものです。

続きまして、順位2番をご説明いたします。議案書は6ページから7ページ、地図は8ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける方は、松ヶ原町にお住まいの〇〇 〇〇さん、利用権を設定する方は同じく松ヶ原町にお住まいの〇〇 〇〇さんです。申請地は松ヶ原町松ヶ原字東河内〇〇番〇〇外2筆で、面積は合計1,837㎡、利用権の種類は使用貸借です。今回の申請は継続で、令和8年12月31日まで、6年間の契約を結ぶものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

## 正木会長

続きまして、本件について地区担当委員の意見を求めます。順位1番について、5番小川委員お願いいたします。

## 小川委員

田も畑も耕作されているので、このまま継続でいいと思います。以上です。

## 正木会長

続きまして、順位2番について、3番東田委員お願いいたします。

## 東田委員

継続ということですし、借受者の方も実績がありますので適当だと思います。事後確認としてお尋ねしたいんですけども、借受者の要件について、実績とか、最小限の農地経営といった要件は何もないのでしょうか。

## 事務局（川本）

利用権につきましては、借りたいという方に農業をする意欲、能力、時間があると

いうことで、要件としてはございます。例えば農機具を全然持っていない会社員の方で農業をする時間も無いという方の場合、利用権の申請が認められません。農業をされていて、農業経営をしたいという意図で出された場合、借受者としての資格というのは現在農地が0であっても、1,000㎡の農地を借りて農業者として出来るということであれば借りることは出来ます。貸す方としては貸すことで自分自身の農地が0になる可能性はありますけども、現在農業が出来ない、でも農地を保有しているというだけで申請は出来ます。借主、貸主は本来別々に存在するんですが、大竹市の場合、書類を提出していただくさいに、借主と貸主の方が決まった状態で申請していただいております。御質問いただきました要件と言うのは、農業者として農業が出来るかどうかという能力的な面があるというだけでございます。

**正木会長**

他に質疑及び意見はございませんか。

**丸小委員**

利用権を結んだ台帳みたいなのが市役所にあるんですか。

**事務局（川本）**

もちろんございます。

**丸小委員**

台帳無いと切れてもわからなくなるよね。

**事務局（川本）**

大竹市の利用権設定は貸し手と借り手がよくご存じの方同士というケースがほとんどでございます。ただ、普段農業していると5年後とか6年後とかわからなくなりますので、事前に市の方から利用権がそろそろ切れますよというお知らせをしております。

**正木会長**

他に質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

**正木会長**

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。

本件については、計画のとおり決してご異議ありませんか

(異議なしの声)

**正木会長**

ご異議ございませんので、本件については計画のとおり決定されました。

続きまして日程第2議案第21号非農地証明の申請についてを議題といたします。本件について事務局より説明を求めます。

**事務局（川本）**

それでは議案第21号非農地証明の申請についてをご説明いたします。議案書は9ページ、地図は10から11ページをご覧ください。順位1番、所在は白石一丁目〇〇番、登記地目は畑、現況は雑種地、面積707㎡の土地です。

順位2番、所在は白石一丁目〇〇番、登記地目は畑、現況は雑種地、面積は915㎡の土地です。順位3番、所在は玖波五丁目〇〇番〇〇、登記地目は田、現況は雑種

地、面積は139㎡の土地です。

申請人は、いずれも〇〇株式会社、〇〇 〇〇さんです。前回の総会で、電力会社や、通信事業者の電柱・施設などの転用は、許可不要であると説明いたしました。農地法上は、県知事、事務移譲により、大竹市農業委員会と協議を行い、その際に提出された事業計画書のなかに該当の農地の地番が記載されていて、協議済書で地目変更登記を行っています。

今回の3件の土地は、所有権が既に〇〇株式会社になっているもので、本来であれば当時の協議済書で地目が変更されていたはずのものです。

このたび、〇〇が発電と送電を分社化し、送電を担当する〇〇が所有権登記変更の手続きの際に、地目が未変更のものが見付き、建設当時の協議などの状況が不明なので非農地証明の申請となりました。

建設時に遡及して協議を行うことはできないと考えられますので、現況からみても、農地転用行政上も支障がないものと認められることから、非農地証明の対象となる事案と考えております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### **正木会長**

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。順位1番、2番について、4番丸小委員お願いいたします。

#### **丸小委員**

現地は〇〇の変電所の高圧の送電線の鉄塔敷になっております。図面で右側の方が中国電力の変電設備で、〇〇と〇〇が鉄塔敷となっております。現況は荒廃地なので鉄塔敷として地目を変更するにあたって周辺の農地への影響は無いと思います。以上です。

#### **正木会長**

順位3番について、5番小川委員お願いいたします。

#### **小川委員**

鉄塔が建って40年以上たっておりますし、草刈等もされております。周辺の農地への影響も無いと思いますので問題は無いと思います。以上です。

#### **正木会長**

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。6番古木委員お願いいたします。

#### **古木委員**

鉄塔が建っており、農地としては利用されておられませんので、非農地証明をすることに問題は無いと思います。以上です。

#### **正木会長**

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

#### **正木会長**

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。

本件につきまして、申請のとおり証明することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

## 正木会長

ご異議ございませんので、本件について申請のとおり証明することに決定されました。

続きまして、日程第3報告第11号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。

次の届出について、大竹市農業委員会規程第8条第1項第7号の規定により、事務局長において専決処理をしたので、報告させます。本件について、事務局より報告をお願いいたします。

## 事務局（川本）

それでは、報告第11号について、事務局長において専決処理しましたのでご報告いたします。

議案書は12ページ、地図は13ページをご覧ください。

届出人は本町一丁目の〇〇 〇〇さんです。届出地は本町一丁目〇〇番〇〇、登記地目は畑、面積は60㎡です。

転用目的は届出人が申請地と隣接する宅地を合わせて自宅を建築するためです。場所は本町一丁目〇〇番の区域で、本町保育所の一本手前を左折した道路からさらに奥まった場所となっております。

近隣も住宅が密集しており、地区担当委員さんからも周辺は住宅であり、転用によって他の農地に支障を及ぼすことはないというご意見をいただいております。12月7日にこの届出を受理しております。

以上でございます。

## 正木会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

## 正木会長

質疑及び意見はなしと認めます。

お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

## 正木会長

異議なしと認めます。

よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に、委任することに決定されました。

以上をもちまして、令和2年第12回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。